

令和 8 年度琉球大学法科大学院
A 日程 法学既修者コース法律試験 問題冊子 1

民法 [全 450 点中 150 点]

令和 7 年 8 月 23 日 (土曜日)
9 時 30 分～11 時 00 分 (90 分)

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いないように受験してください。

- 1 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- 2 試験開始後、問題の部分に印刷不鮮明、汚損等があれば直ちに申し出てください。
- 3 この試験では、問題冊子 1 部 2 枚を配布します。六法は、貸与します。
- 4 試験開始後は、途中退席できません。必要があるときは、手をあげてください。
- 5 試験終了後、答案を記録した USB と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。配布した解答用紙は、書き損じや未使用的ものも含めて、すべて回収します。問題冊子と構成用紙は持ち帰ってください。
- 6 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

【問題】 (150 点)

次の事例 1, 事例 2 を読んで、以下のそれぞれの設問に答えよ。

法律の適用については、全て現行法の条文の適用があるものとすること。

【事例 1】

甲株式会社は、都市部に多数の支店を展開するスーパーマーケットチェーンを経営しており、その一店舗である甲スーパー那覇店では、パートタイマー乙が商品の搬入業務に従事していた。乙は雇用契約に基づき、午前 6 時から 10 時までの勤務で、1 日 4 時間、週 5 日勤務していた。

ある日、乙は、飲料水を台車で売場に運ぶ途中、急いでいたこともあり、通路の曲がり角で足元に注意を払わずに曲がったため、買い物中の客丙に台車を衝突させ、丙に左足骨折の傷害を負わせてしまった。現場は朝の混雑する時間帯で、甲は事故当時、作業通路と客通路の交差点に安全ミラーの設置をしておらず、また同様のヒヤリハット事例が過去にも複数回報告されていたにもかかわらず、改善措置をとっていなかった。

【設問 1】

丙は、甲株式会社に対し、民法 715 条 1 項に基づく使用者責任を根拠として、損害賠償金 200 万円の支払いを求めたところ、甲はこれに応じて支払った。その後、甲は、自己が被った損害のうち 150 万円について、乙に対して求償を求める訴訟を提起した。この場合、甲の請求は認められるか、法的問題を検討しつつ論じなさい。

【設問 2】

上記事案において、乙が自ら責任を感じ、甲に無断で丙に対して 200 万円を支払ったとする。その後、乙が甲に対して 100 万円の求償請求を行った場合、当該乙の請求は認められるか、法的問題を検討しつつ論じなさい。

【事例 2】

A は、資金繩りの悪化により 1000 万円の資金を必要とし、取引関係のある B に対して資金の提供を申し込んだ。これに対し、B は「金銭の貸付けは行っていないが、不動産を売却してくれるのであれば代金を支払う」と述べた。そこで、A と B は、A 所有の甲土地を B に売却する契約書を作成し、契約書上は売買代金を 1000 万円、引渡日を契約当日と定めた上、所有権移転登記を B 名義に移転した。なお、契約書には「A が 1 年以内に代金額相当額を返還すれば、甲土地を買い戻すことができる」とする買戻し特約が付されていた。また、契約書に記載されていないが口頭で買戻し期限日まで A が引き続き土地を使用・管理することを妨げない旨の合意もなされており、実際、甲契約締結後も甲土地

はAが使用していた。ちなみに、上記契約当時の甲土地の時価は約3000万円であった。

【設問】

その後、Aが代金額相当額を返還しないまま1年が経過したため、Bは弁済期の到来を理由に、自己が所有者であるとして、Aに対して甲土地の明渡しを求める訴訟を提起した場合、BのAに対する請求は認められるか、法的問題を検討しつつ論じなさい。

また、仮に認められないとした場合、~~A~~Bは、~~B~~Aに対し、別 の方法で甲土地の明渡しを求めることができるか、法的問題を検討しつつ検討しなさい。

※ 試験時間中、受験生からの質問を受けて、【事例2】の【設問】の下から2行目の「Aは、Bに対し」を「Bは、Aに対し」に訂正し、その場でその旨を受験生全員に周知した。

【出題趣旨】

【事例1】使用者責任と内部的求償関係の法理

民法715条は、事業の執行について被用者が第三者に加えた損害について、使用者に責任を課す制度である。この制度は、報償責任（利益の帰属者がリスクを負担すべきという思想）や危険責任（事業活動に伴う危険性から生じる損害は、その事業者が負担すべきという思想）に基づく。このように、第三者との関係では使用者に広い責任が課されるが、使用者と被用者の内部関係における損害分担については別途の検討が必要であり、両者の間では信義則（民法1条2項）に基づく調整が裁判例によってなされている。

判例としては、使用者から被用者への求償権行使について判示した最判昭和51年7月8日と、被用者から使用者への求償権行使について判示した最判令和2年2月28日についての理解がポイントとなる。

【事例2】買戻し特約付き売買と譲渡担保

(i) 本件では、一見するとAとBの間で「買戻し特約付き売買契約」が締結され、Bに対して本件土地の所有権が移転されたように見える。しかし、判例・学説上は、形式的な契約類型にとらわれることなく、その契約が実質的に債権担保を目的としているかどうかを判断し、それに応じた法的効果を導くべきとされている。

判例としては、最判平成18年2月7日が示した（1）実質が債権担保である場合には譲渡担保契約とみなされること、（2）占有移転を伴わない売買契約は債権担保との推定が及ぶことについての理解がポイントとなる。

(ii) 次に譲渡担保とみなされた場合には、譲渡担保の実行により引渡しを求めるにはどのような手続きが必要かについての判例についての理解がポイントとなる。

【採点基準】

【事例 1】

【設問 1】 40 点
【設問 2】 40 点

【事例 2】

(i) 50 点
(ii) 20 点

令和 8 年度琉球大学法科大学院
A 日程 法学既修者コース法律試験 問題冊子 2

刑法 [全 450 点中 100 点]

令和 7 年 8 月 23 日 (土曜日)
11 時 25 分～12 時 25 分 (60 分)

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いないように受験してください。

- 1 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- 2 試験開始後、問題の部分に印刷不鮮明、汚損等があれば直ちに申し出てください。
- 3 この試験では、問題冊子 1 部、構成用紙 1 枚を配布します。六法は、貸与します。
- 4 試験開始後は、途中退席できません。必要があるときは、手をあげてください。
- 5 試験終了後、答案を記録した USB と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。配布した解答用紙は、書き損じや未使用のものも含めて、すべて回収します。問題冊子と構成用紙は持ち帰ってください。
- 6 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

【問題】 (100 点)

暴力団 A 組の X 組長は、その組員 Y に対して、「対立関係にある暴力団 B 組の組長である V を、この拳銃を使って殺せ。明日、B 組の宴会がある。V はいつも B 組の宴会の際には泥酔する。夜、V 宅の前で待ち伏せし、車から降りてきた泥酔している V を射殺しろ。」と命じ、拳銃を渡した。Y は 10 代のころから X に面倒を見てもらっており、X は Y にとって親代わりともいえる存在であった。Y は今まで人を殺したことなく、V を殺すことを躊躇した。しかし、X からの命令を断ることができず、Y は「分かりました。」と答えた。

翌日、Y は X の命令に従って、B 組の宴会で泥酔した V を V 宅前で待ち伏せし、拳銃を発砲して殺害した。

X と Y の罪責を論じなさい。

【出題趣旨】

本問は、共謀共同正犯に関する出題である。

60 条の趣旨から規範を導き、その上で、あてはめを丁寧にしていただきたい。その際には、60 条の条文の文言から問題提起すること、共謀共同正犯はあくまでも 60 条の例外であることを意識すること、事実を丁寧に拾うこと等を心がけて答案を作成していただきたい。

【採点基準】

(1) X について (80 点)

60 条の文言、60 条の趣旨、共謀共同正犯の要件定立、評価を伴う事実によるあてはめ等に配慮して答案を作成すること。

(2) Y について (20 点)

令和 8 年度琉球大学法科大学院
A 日程 法学既修者コース法律試験 問題冊子 3

憲法 [全 450 点中 100 点]

令和 7 年 8 月 23 日（土曜日）
13 時 20 分～14 時 20 分（60 分）

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いないように受験してください。

- 1 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- 2 試験開始後、問題の部分に印刷不鮮明、汚損等があれば直ちに申し出てください。
- 3 この試験では、問題冊子 1 部、構成用紙 1 枚を配布します。六法は、貸与します。
- 4 試験開始後は、途中退席できません。必要があるときは、手をあげてください。
- 5 試験終了後、答案を記録した USB と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。配布した解答用紙は、書き損じや未使用的ものも含めて、すべて回収します。問題冊子と構成用紙は持ち帰ってください。
- 6 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

【問題】（100点）

以下の学生と大学教員の対話と【資料】を読んで、〔設問〕に答えなさい。

学生 私の地元の問題について、質問しにきました。私は、Y市A地区の出身です。

教員 私は、Y市A地区にあった、この地域の潜伏キリストンがこっそり集まって祈りを捧げていたというB神社について、本で読んだことがあります。

学生 先生は「潜伏キリストン」を知っているのですね。江戸幕府がキリスト教を禁じ、明治政府が1873年にキリスト教禁止令を廃止するまでの間、仏教とか神道を信じるふりをして密かにキリスト教の信仰を続けた人々のことです。

教員 それで、今日はどういうことを聞きたいのですか。

学生 Y市A地区で整備されている市の公園内に、聖母マリア像と思われる彫刻を置いた建物が設置されていることについてです。ネットで調べると出てくると思います。

教員 この彫刻がいわゆるキリスト教の聖母マリア像に当たるのではないかということで、「政教分離原則に反するという市民の声がある」と、市議会で議論になったようですね。この聖母マリアのように思われる彫刻像は、一般社団法人であるCが所有するものなのですか。

学生 はい。このCが建設して維持管理を行っている「Aキリストン遺産記念館」（通称「A会館」）について、説明させてください。2017年に開館したA会館には、2つ建物があります。1つめが本館で、A地区のキリストンに関する様々な展示や資料などがあります。2つめが、本館の隣にある別館です。この別館は「マリア堂」という名称で、中に入ると、正面中央に聖母マリア像が置かれています。

教員 A会館の敷地は市有地です。Y市のホームページに、市の観光名所として、マリア堂が紹介されていますね。ただ、聖母マリアのように思われる彫刻像ですが、何か由緒があるものなのでしょうか。

学生 いえ、2017年の中会館の開館にあわせて、A地区出身の有名な芸術家が製作してCに贈呈したものです。

教員 A会館は、別館のマリア堂の方が大きいですし、目立ちますね。神社っぽい雰囲気のなかに、聖母マリアのように思われる像が置かれていて、たしかに注目を集めそうです。A会館は入場無料で、誰でも入れるみたいですね。

学生 写真を撮る観光客も、わりといます。マリア堂の外観は、神社っぽく見える建築で、先ほど先生がおっしゃった「B神社」を連想される方はいるでしょう。

教員 Y市のホームページに都市計画マスタープランが掲載されています。読むと、A会館が設置されているA公園は、「潜伏キリスト教徒が集住した地域としての歴史性、文化性を活かした、地域社会に開かれた公園」を整備理念としたもので、整備方針には「①A公園周辺の地域のことがよく分かる学習機能を持った施設の整備を図る（中略）、④公園施設のシンボルとして、また、地域の歴史・文化性のシンボルとして、A会館を整備する」とあります。

学生 A会館の本館は、特徴のない普通の建物です。私が行ったときは、一般的の市民に対して、日本のキリスト教史に関する講座が無料で開催されていました。しかし、マリア堂では、祈りを捧げる方々もいるのです。

教員 Y市は、マリア堂のことを、神社とか教会などとは紹介していません。

学生 はい、あくまでもA会館は、A公園内にあって地域の歴史文化を普及し継承する施設であり、都市公園法2条2項6号の教養施設のうち同法施行令5条5項1号の体験学習施設に当たるとしています。都市公園法5条2項2号に基づき2016年にA会館の設置許可がされ、現在までに更新もされています。

教員 A会館の敷地にかかる条例所定の使用料をY市はCに対して全額請求していて、Cはちゃんと納付しているようですよ。

学生 いや、有償だからといって、何をしてもいいことにはならないでしょう。Y市が公の財産たる市有地をマリア堂の敷地として使わせてあげること自体、政教分離原則に反していませんか。しかも、マリア堂では、年に1回、Cが主催する「マリア祭」というイベントが行われます。

教員 Cのホームページに、昨年のマリア祭の様子が紹介されていますね。潜

伏キリシタンの子孫の方が先祖代々受け継いだという特別な祈りの歌を合唱するなど、宗教的な色彩はあるといえそうです。ちょっと一度、見物してみたいですね。

学生 このマリア祭には、Cの会員とCの招待した来賓しか参加できず、一般客は外から眺めるだけです。また、聖母マリア像の正面にあるマリア堂の中央扉が普段は閉じてあるのに、この祭の日だけは、マリア様が出入りするという理由で扉を開けています。マリア堂がある以上、A会館は宗教施設だとしか思えません。

教員 この件は、判断が難しいです。

学生 私は、Y市と特定の宗教との不適切なかわり合いであると思っていました。Y市によるA会館の設置許可は、憲法に違反しているのではありませんか。先生の率直なご意見を聞かせてください。

【設問】

あなたが検討を依頼された教員であるとして、Y市によるA会館の設置許可の憲法適合性について論じなさい。なお、その際には、参考とすべき判例に言及すること。

【資料】

一般社団法人C 定款（抜粋）

（目的）

3条 この法人は、弾圧に耐え信仰とともにあったA地区の潜伏キリシタンの史実とその意義を正しく伝え、先祖の残した潜伏キリシタンの文化を保存継承し、宗教への尊重の実現に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

（1）A会館を維持管理し、一般に公開し、A地区の潜伏キリシタンに関する史実の探究、情報を提供する事業

（2）A地区の潜伏キリシタンの慰靈祭として伝わる「マリア祭」を挙行する事業

（法人の構成員）

4条 この法人の会員は、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同する A 地区の潜伏キリストン世帯の末裔で、理事会の承認によりこの法人の会員となった者。

都市公園法

(定義)

第二条 2 この法律において「公園施設」とは、都市公園の効用を全うするため当該都市公園に設けられる次に掲げる施設をいう。

六 植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設で政令で定めるもの

第五条 2 公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の許可をすることができる。

二 当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの

都市公園法施行令

(公園施設の種類)

第五条 5 法第二条第二項第六号の政令で定める教養施設は、次に掲げるものとする。

一 植物園、温室、分区園、動物園、動物舎、水族館、自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設、野外劇場、野外音楽堂、図書館、陳列館、天体又は気象観測施設、体験学習施設、記念碑その他これらに類するもの

【出題趣旨】

那覇市が都市公園である松山公園の敷地内に久米至聖廟の設置を許可し、敷地の使用料を全額免除したことが政教分離原則に違反するとされた事例（最大判令和 3・2・24 民集 75 卷 2 号 29 頁），前記施設の設置許可をしたことが合憲とされた事例（最一小判令和 7・3・17 裁判所ウェブサイト）を素材として、政教分離規定の適用に関する理解を問うものである。本問では、C の宗教団体性をわかりにくくしてあるため、マリア堂の宗教施設性や C の活動を軸に検討する必要がある。歴史的・観光資源的背景もある事実関係をもとに、判例を引

きつつ、首尾一貫した合憲論もしくは違憲論を展開してもらうことを意図している。

【採点基準】

- ① 政教分離原則の意義の説明 20
 - ・相対的分離の考え方
- ② 条文選択の検討 25
 - ・憲法 89 条を適用する場合は、C が宗教上の組織若しくは団体であるかを検討すること
 - ・憲法 20 条 3 項の適用でもよい
- ③ マリア堂の宗教施設的性格についての検討 20
 - ・サンタ・マリア祭の宗教的活動性からマリア堂の宗教性を検討する、あるいは C の宗教団体性からマリア堂の宗教性を検討するのでもよい
- ④ A会館の設置許可を合憲・違憲とする、結論に至る総合的検討 25
 - ・憲法適合性の判断枠組み
 - ・本館とマリア堂をあわせた A会館についての評価
 - ・観光資源性など、宗教的側面以外の社会的側面についての評価
- ⑤ 先例となる裁判例を挙げていて、その選択・引用の意図が適切であること 10

令和 8 年度琉球大学法科大学院
A 日程 法学既修者コース法律試験 問題冊子 4

商法 [全 450 点中 50 点]

令和 7 年 8 月 23 日（土曜日）
14 時 40 分～15 時 10 分（30 分）

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いのないように受験してください。

- 1 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- 2 試験開始後、問題の部分に印刷不鮮明、汚損等があれば直ちに申し出てください。
- 3 この試験では、問題冊子 1 部、構成用紙 1 枚を配布します。六法は、貸与します。
- 4 試験開始後は、途中退席できません。必要があるときは、手をあげてください。
- 5 試験終了後、答案を記録した USB と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。配布した解答用紙は、書き損じや未使用的ものも含めて、すべて回収します。問題冊子と構成用紙は持ち帰ってください。
- 6 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

【問題】（50点）

次の文章を読んで、後記の【設問】に答えなさい。

A株式会社（以下、A会社という。）は、電子機器の製造および販売等を目的とする取締役会設置会社であり、その発行する株式を東京証券取引所に上場している。A会社の総株主の議決権の約20%を保有している株主Bは、かねてよりA会社がその余剰資金を剰余金配当により株主に還元することを求めていたが、A会社の経営陣は、このような提案は現実的ではないとして拒絶してきた。

A会社では、令和5年春頃から新製品の商品化とそのための新たな工場の建設について検討していたところ、その事業資金はA会社の内部留保のみでは賄えないため、令和7年4月1日、100億円を第三者割当てによる募集株式の発行により調達することを決定した。これに対して、Bは、この事業計画の収益性に疑問を表明するとともに、第三者割当てによる募集株式の発行はBの議決権比率を10%程度に低下させ、その影響力を希薄化する意図があるとして、その効力が発生する前にこれを争う意思を有している。

【設問】

Bは、A会社による募集株式の発行に対していくかなる法的手段をとり、その際、いかなる主張をすることが考えられるか。また、A会社は、Bの主張に対していかなる反論をすることが考えられるか。

【出題趣旨】

募集株式の発行について、会社が正当な資金調達目的を主張し、株主が議決権比率を低下させその影響力を希薄化する目的（経営陣の会社支配権維持目的）を主張する場合に、その発行の差止請求（会社210条）が認められるのはいかなる場合であるかを問うことにより、会社法に関する基礎的知識を確認しようとするものである。

【採点基準】

- ・Bは、募集株式の発行の差止請求（会社210条）を行う必要があることを指摘しているか（10点）
- ・募集株式の発行により株主が不利益を受けるおそれがあることについては、Bの議決権比率の低下の可能性を主張すれば足りることを理解しているか（5点）
- ・著しく不公正な方法による募集株式の発行とは、不当な目的を達成する手

段として募集株式の発行が利用される場合をいうところ、会社が正当な資金調達目的を主張し、株主が議決権比率を低下させその影響力を希薄化する目的（経営陣の会社支配権維持目的）を主張する場合には、そのいざれが主要な目的であるかを検討する主要目的ルールを理解しているか（10点）

- ・Bとして、募集株式の発行の目的がBの議決権比率を低下させることにあると主張するために示すべき事実を指摘しているか（5点）
- ・A会社として、募集株式の発行の目的が正当な資金調達にあると反論するために示すべき事実を指摘しているか（5点）
- ・A会社としては、募集株式の発行の目的がBの議決権比率を低下させることがあるとしても、株主全体の利益の保護の観点からこれを正当化する特段の事情があると反論することも考えられることを理解しているか（10点）
- ・分析力、論述力等（5点）

令和 8 年度琉球大学法科大学院
A 日程 法学既修者コース法律試験 問題冊子 5

民事訴訟法 [全 450 点中 50 点]

令和 7 年 8 月 23 日（土曜日）
15 時 20 分～15 時 50 分（30 分）

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いのないように受験してください。

- 1 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- 2 試験開始後、問題の部分に印刷不鮮明、汚損等があれば直ちに申し出てください。
- 3 この試験では、問題冊子 1 部、構成用紙 1 枚を配布します。六法は、貸与します。
- 4 試験開始後は、途中退席できません。必要があるときは、手をあげてください。
- 5 試験終了後、答案を記録した USB と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。配布した解答用紙は、書き損じや未使用のものも含めて、すべて回収します。問題冊子と構成用紙は持ち帰ってください。
- 6 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

【問題】（50点）

Xは、Yを被告として甲土地の所有権確認を求める訴えを提起した。審理の結果、裁判所は、Xの請求を棄却する判決を言い渡したところ、同判決は確定した（以下「前訴確定判決」という。）。気持ちが収まらないXは、Yを被告として甲土地の所有権に基づく明渡しを求める訴えを提起した（以下「後訴」という。）。

前訴確定判決の既判力は、後訴の審理にどのように作用するかを説明しなさい。

【出題趣旨】

前訴確定判決の既判力が後訴に及ぶか、及ぶとしてどのような影響かを問う基本的な問題である。

既判力が及ぶという結論は、設問に明示されている。既判力は主文判断に生じること（民訴114条1項）を明示することがまずは求められる。もっとも、既判力制度の趣旨は、同一紛争の蒸し返しを防止して民事訴訟制度の信頼を維持することにあるところ、前訴確定判決において示されている訴訟物の存否の判断と後訴の訴訟物との関係性を検討して、既判力が及ぶ関係にあることを適切に説明することが求められる。

そのうえで、既判力の積極的作用と消極的作用について説明することが必要である。

【採点基準】

- | | |
|--------------------------------------|-----|
| 1 前訴確定判決の既判事項及び後訴訴訟物が異なることを正しく指摘できるか | 10点 |
| 2 既判力が及ぶ関係にあることを適切に説明できているか | 20点 |
| 3 既判力の積極的作用を正しく説明できているか | 10点 |
| 4 既判力の消極的作用を正しく説明できているか | 10点 |